

## 愛知県の「第9次総量削減計画」の基本的な考え方(案)

## 1 削減の目標について

国の第9次総量削減基本方針において、2024（令和6）年度を目標年度とし、指定項目（化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量）別に発生源別及び県別の削減目標量が定められたため、本県が策定する「第9次総量削減計画」においても、指定項目別に発生源別の削減目標量を定めることとする。

## (1) 化学的酸素要求量

表1 発生源別の削減目標量（単位：トン/日）

	2019 (R1) 年度実績		2024 (R6) 年度削減目標量
生活排水	39 ( 53%)	⇒	合計 70
産業排水	24 ( 33%)		
その他	10 ( 14%)		
合計	73 (100%)		

## (2) 窒素含有量

表2 発生源別の削減目標量（単位：トン/日）

	2019 (R1) 年度実績		2024 (R6) 年度削減目標量
生活排水	26 ( 46%)	⇒	合計 55
産業排水	11 ( 20%)		
その他	19 ( 34%)		
合計	56 (100%)		

## (3) りん含有量

表3 発生源別の削減目標量（単位：トン/日）

	2019 (R1) 年度実績		2024 (R6) 年度削減目標量
生活排水	2.0 ( 44%)	⇒	合計 4.4
産業排水	1.1 ( 24%)		
その他	1.4 ( 31%)		
合計	4.5 (100%)		

## 2 削減目標量の達成のための方途について

総量削減計画は、これまで8次にわたり策定しており、各次計画において削減目標量を達成するなど、汚濁負荷量が着実に削減されてきている。

このため、第9次総量削減計画における削減目標量の達成のための方途については、基本的に第8次総量削減計画の内容を継続することとする。

## (1) 生活排水対策

全負荷量に占める生活排水に係る汚濁負荷量は、2019（令和元）年度実績ではCODが53%、窒素含有量（以下「窒素」という。）が46%、りん含有量（以下「り

ん」という。)が44%と各項目とも多いことから、下水道整備計画等について、できる限り具体的な目標を掲げ、負荷量の着実な削減を図る。

## (2) 産業排水対策

全負荷量に占める産業排水に係る汚濁負荷量は、2019（令和元）年度実績ではCODが33%、窒素が20%、りんが24%と各項目とも比較的小さい。また、「第9次水質総量削減の在り方について（中央環境審議会答申）」において、「指定地域内事業場に係る負荷量に関しては、8次にわたる水質総量規制基準によりかなりの削減が図られてきた。こうした実績を踏まえ、最新処理技術動向も考慮しつつ、現行の処理水準を維持していくことが適当である」とされた。

こうした状況を踏まえ、第8次総量削減計画の方途を引き続き推進することにより、負荷量の削減を図る。

## (3) その他発生源対策

全負荷量に占めるその他に係る汚濁負荷量は、2019（令和元）年度実績でCODが14%、窒素が34%、りんが31%となっており、CODは比較的小さい。また、第8次までの総量削減計画により負荷量削減が図られてきている。

こうした状況を踏まえ、第8次総量削減計画の方途を引き続き推進することにより、負荷量の削減を図る。

## (4) 環境教育、啓発等

計画の実効を期するためには、県民、事業者等の認識を深め、自主的な環境保全活動を促進する必要があるため、環境教育、啓発等を引き続き推進することにより、負荷量の削減を図る。

### <第8次総量削減計画（抄）>

#### 2 削減目標量達成のための方途

##### (1) 生活排水処理施設の整備等

ア 下水道の整備等

イ その他の生活排水処理施設の整備等

(ア) 合併浄化槽の転換促進等

(イ) 農業集落排水処理施設、コミュニティ・プラント等の整備

ウ 浄化槽対策

エ し尿処理施設対策

##### (2) 総量規制基準の設定

##### (3) その他の汚濁発生源に係る対策

ア 生活排水対策

イ 総量規制基準の適用されない事業場等に対する対策

ウ 農地からの負荷削減対策

エ 畜産排水対策

オ 養魚排水対策

##### (4) 環境教育、啓発等

### 3 その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項について

「第9次水質総量削減の在り方について（中央環境審議会答申）」において、「藻場・干潟の保全・再生等を通じた水質浄化及び生物多様性・生物生産性の確保等の重要性に鑑み、地域の実情を踏まえた総合的な取組を確実に推進していくことが必要である」とされ、そのために必要な事項が、第9次総量削減基本方針で示され、第8次総量削減基本方針で示された内容と大幅な変更はない。

このため、これらの事項を引き続き第9次総量削減計画においても位置づけることとする。

#### < 第8次総量削減計画（抄） >

### 3 その他汚濁負荷量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項

- (1) 直接浄化対策
- (2) 水質改善に資する漁業活動の推進
- (3) 里海再生の推進
- (4) 森林整備の推進
- (5) 環境に配慮した護岸等の整備
- (6) 多様な主体との連携・協働の推進
- (7) その他の対策
- (8) 監視体制の整備
- (9) 調査研究体制の整備
- (10) 中小企業者等への助成措置